

介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者及び指定事業者に対する行政処分について

〔令和7年1月17日
旭川市福祉保険部指導監査課〕

1 趣旨

指定居宅サービス事業者及び指定事業者である有限会社FUTUREに対し、介護保険法（平成9年法律第123号）第77条1項第5号及び第115条の45の9第6号の規定に基づく行政処分を令和7年1月17日に行いました。

2 対象事業者等

(1) 対象事業者

法人名： 有限会社FUTURE
代表者名： 代表取締役 重原 司
所在地： 北海道旭川市9条通15丁目24番地の526

(2) 対象事業所

事業所名： プランタン訪問介護事業所
所在地： 旭川市10条通19丁目1番1号
サービス種類： 訪問介護及び指定相当訪問型サービス
指定年月日： （訪問介護） 平成22年 3月 1日
（指定相当訪問型サービス） 平成27年 4月 1日

3 処分内容

指定の一部の効力の停止（新規利用者の受入停止） 3月（令和7年2月1日から令和7年4月30日まで）

サービス種類： 訪問介護及び指定相当訪問型サービス

根拠法令： 介護保険法第77条1項第5号及び第115条の45の9第6号

4 処分の原因となる事実及び根拠法令

(1) 訪問介護

当該事業所のサービス提供責任者（以下「当該職員」という。）により、利用者に対し、次の人格尊重義務違反（心理的虐待）が行われた。当該職員が、当該事業所利用者2名に対し、威嚇的な発言、態度を行った。また、利用者1名に対し、高齢者の意欲や自尊心を低下させる発言を行った。

(2) 指定相当訪問型サービス

一体的に運営を行っている指定訪問介護事業所において、法に違反する行為（人格尊重義務違反）が行われた。

【根拠法令】

- ・ 人格尊重義務違反 介護保険法第77条第1項第5号
- ・ 法令違反 介護保険法第115条第45の9第1項第6号